

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月10日

【四半期会計期間】 第43期第3四半期(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

【会社名】 株式会社明豊エンタープライズ

【英訳名】 MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅木 篤郎

【本店の所在の場所】 東京都目黒区目黒三丁目11番3号

【電話番号】 03(5768)6573

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 安田俊治

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区目黒三丁目11番3号

【電話番号】 03(5768)6573

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 安田俊治

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第42期 前第3四半期 連結累計期間	第43期 当第3四半期 連結累計期間	第42期 前第3四半期 連結会計期間	第43期 当第3四半期 連結会計期間	第42期
会計期間	自 平成21年 8月1日 至 平成22年 4月30日	自 平成22年 8月1日 至 平成23年 4月30日	自 平成22年 2月1日 至 平成22年 4月30日	自 平成23年 2月1日 至 平成23年 4月30日	自 平成21年 8月1日 至 平成22年 7月31日
売上高 (千円)	12,897,945	12,451,922	2,539,532	519,577	14,299,488
経常利益又は経常損失 (千円)	174,118	356,867	68,056	107,661	1,054,102
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(千円)	369,602	342,336	168,958	116,152	1,369,299
純資産額 (千円)			3,082,468	1,023,306	1,328,375
総資産額 (千円)			20,256,971	7,903,774	18,465,426
1株当たり純資産額 (円)			315.86	102.88	134.29
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	38.26	35.44	17.49	12.02	141.74
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)					
自己資本比率 (%)			15.1	12.6	7.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,643,867	9,712,831			6,227,456
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,412	27,693			94,235
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,967,057	9,423,181			6,677,138
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)			191,915	401,588	84,245
従業員数 (人)			53	49	52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含んでおりません。
3. 第42期及び第43期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。
第42期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社(株式会社明豊エンタープライズ)、子会社(株式会社明豊プロパティーズ)の2社により構成されており、不動産分譲事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業及びこれらに付随する業務を行っております。

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年4月30日現在

従業員数(人)	49
---------	----

(注)従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年4月30日現在

従業員数(人)	22
---------	----

(注)従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、主として不動産分譲事業、不動産賃貸事業、不動産仲介事業を行っており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
不動産分譲事業	69,256	
不動産賃貸事業	412,237	
不動産仲介事業	2,424	
その他事業	35,659	
合計	519,577	

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努め、また、万が一発生した場合には、その影響を最小限にとどめるよう対応に努めていく方針であります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

本項における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクに重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

(2) 有利子負債への依存について

当社グループは不動産分譲事業における事業用地の取得資金及び建築費の一部を、おもに金融機関からの借入金により調達しており、有利子負債への依存度が高い水準にあることから、現行の金利水準が大幅に変動した場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、安定的な資金調達を図るため、金融機関との間でシンジケートローン等の契約を締結しておりますが、本契約には一定の財務制限条項が付されており、これらの条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等により、当社グループの財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

	平成21年7月期	平成22年7月期	平成23年7月期 第3四半期 連結累計期間
支払利息(千円)	1,070,630	500,814	207,920
たな卸資産(千円)	25,041,615	15,298,630	5,460,036
有利子負債残高(千円)(A)	22,284,394	15,809,457	5,693,500
総資産額(千円)(B)	29,550,078	18,465,426	7,903,774
有利子負債依存度(%) (A)/(B)	75.4	85.6	72.0

(3) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度においては、売上高の著しい減少及び2期連続営業損失を計上していること等、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、各国の景気対策により一部持ち直しの傾向がみられるものの、依然厳しい雇用情勢や所得環境により国内民間需要の自律回復力はなお弱く、先行き不透明感の拭えない状況の中で推移いたしました。

このような中、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の未曾有の被害は、全容が未だ明らかになっておらず、現在も余震が続いていることに加え、原子力発電所被災問題の長期化に伴う放射能被害への不安も払拭されておられません。また、東日本大震災による発電量の大幅な減少は、東日本経済に大きな打撃を与えており、特に夏場の電力不足への対応への不安もあり、日本経済の先行きは不透明な動きが続くものと予想されます。

当社グループが属しております不動産業界においては、マンション市場は昨年を上回る供給と販売状況の好転により平成23年2月までは比較的堅調に回復してまいりました。

しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、少なくとも震災後の3月における企業活動、特に販売活動は自粛ムードとなり、震災を受けた日本の金融機関における金融緩和強化策の影響も不透明ななか、被災地外でも発生した土地液状化等による個人の住宅に対する消費マインドの変化など、今後の影響が懸念されております。また、今回の震災の影響による建設資材や電力の不足による今後の工事期間の長期化や建設費用の増加も危惧されるところであります。

このような事業環境下、当社グループは、平成22年10月に中期経営計画『TAKE OFF 2015』を策定し、当期はその初年度として、フィービジネスの拡大、エコロジー・コンサルティング事業、早期の資金回収を可能とする事業・省資金型事業を中心に企業価値最大化に向け、全役職員一丸となり取り組んでおります。

その結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は5億19百万円、(前年同四半期比79.5%減)、営業損失66百万円(前年同四半期は1億53百万円の利益)、経常損失1億7百万円(前年同四半期は68百万円の利益)、四半期純損失1億16百万円(前年同四半期は1億68百万円の利益)となりました。各セグメントの業績は、次のとおりであります。

[不動産分譲事業]

不動産分譲事業につきましては、東日本大震災の状況を鑑み販売活動を一定期間自粛しておりましたが、震災発生前に契約しておりました「シェルゼ府中の森公園」(東京都府中市)等の中古マンションリニューアル分譲の引渡しを行いました。その結果、売上高は69百万円、セグメント損失は55百万円となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業につきましては、「エコロジー豊洲プロセンチュリー」「エコロジー東陽町プロセンチュリー」他のプロパティーマネージメント報酬等により、売上高4億15百万円、セグメント利益は41百万円となりました。

[不動産仲介事業]

不動産仲介事業につきましては「荻窪」他の仲介等により、売上高は2百万円、セグメント利益は1百万円となりました。

[その他事業]

その他事業につきましては、工事斡旋手数料、工事監理料等により、売上高は35百万円、セグメント利益は20百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、105億61百万円減少し、79億3百万円となりました。主に物件の売却により、販売用不動産及び仕掛販売用不動産が合計で98億38百万円減少したことによるものです。

また、負債につきましては、前連結会計年度末に比べ102億56百万円減少し、68億80百万円となりました。これは主に、物件売却による返済等により短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が合計で100億90百万円減少したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ3億5百万円減少し、10億23百万円となりました。なお、自己資本比率につきましては、前連結会計年度末より5.6ポイント増加し12.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期連結会計年度末に比べ2億9百万円増加し、4億1百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に、物件売却により販売用不動産が38百万円減少しましたが、税金等調整前四半期純損失1億7百万円、不動産分譲事業の物件及び用地購入の手付金として28百万円支出したことから、85百万円の支出（前年同四半期連結会計期間は7億5百万円の収入）となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、0百万円の収入（前年同四半期連結会計期間は10百万円の収入）となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等により、長期借入金63百万円減少したことから、75百万円の支出（前年同四半期連結会計期間は8億18百万円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

[会社の支配に関する基本方針]

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社が真に特徴ある企業として、お客様満足の最大化と地球環境に貢献する商品供給を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、長期的な商品開発体制、お客様との信頼関係の醸成、技術の管理それぞれの確保が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社のミッションである「物造りにこだわり、健康、快適、安全で資産価値の高いマンションを供給する」こと、「お客様の満足のため購入いただいたお客様との一生涯のお付き合いを実現する」ことの具現化のために、外断熱工法・スケルトンインフィルを採用した長寿命・環境配慮型マンションである「シェルゼ」の開発により、お客様に健康、快適、安全で資産価値の高いマンションに住んでいただき、L.S.S.（リビング・サービス・システム）により、お客様を一生涯にわたりサポートするシステムの確立に取り組んでおります。具体的には、自社販売体制とL.S.S.（リビング・サービス・システム）により培ってきた「エンドユーザーニーズの的確な理解」とこれまで供給したプロジェクトの経験を活かし、当社が得意とし大手デベロッパーと競合しにくい規模・エリアにて環境配慮型分譲マンション『シェルゼ』事業を継続的に展開していくこと 資金回転率を重視し、資金回収の早い『エコロジー』をテーマとした中古マンションリニューアル分譲事業、エコタウンハウス開発分譲（シェルゼの家）、戸建事業を展開すること 外断熱工法を採用した賃貸マンションの供給を再開し、子会社の強みであるリーシング力と組み合わせるとともに、賃貸管理業務を継続して受託していくこと 独自の不動産情報収集力を活かした不動産仲介ならびに不動産コンサルティング業務によるフィービジネスの拡大、プロパティーマネジメント業務の受託増加等安定的収益のさらなる拡大を図ること 共同事業方式での事業展開を行うことで、共同事業先デベロッパーのブランド力、資金力を活用し、バランスシートをスリムに保ちながら業績拡大を図ること 各種補助金・エコポイント制度等の提案・助言を中心としたエコロジー・コンサルティング事業を早稲田大学との産学協同研究の成果と併せさらに拡大、展開し「物造りにこだわり、健康、快適、安全で資産価値の高いマンションをその価値に見合った価格にて供給する少数精鋭の総合デベロッパー」を目指して取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関しては、健全で透明性の高い経営を実現するために、取締役会を当社の経営に関する意思決定と取締役の業務執行の監督を行う機関と位置づけ、取締役相互の監督機能を働かせております。また、意思決定と業務執行の機能を分離し、経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

経営のチェック機能として、監査役会は、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行を監査し、会計監査に関しては、監査法人が適法・公正にこれを実施し、社長直轄の内部監査室は、当社グループにおける業務の適正性、妥当性等の監査を行っております。

監査役、会計監査人及び内部監査室は監査上の重要課題について意見・情報交換を行うなど、監査の実効性の向上を図っております。さらに、管理本部に法務部を設置し、コンプライアンスに関する役職員の指導や損失リスクを未然に回避するための体制づくり、コンプライアンスに必要な社内規程類の整備を担わせるほか、監査役の補助業務、内部監査室に係わる監査業務の補助を行っております。これらに加え、弁護士・税理士と顧問契約を締結し、必要な助言・指導を受けることができる体制を整備しております。今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化充実を進め、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月1日開催の当社取締役会において、で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を決議し、導入いたしました。

本対応方針は、（ ）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、（ ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（ ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、

大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、独立委員会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールを大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報のリストに基づき株主の皆様判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめるとともに、必要に応じて当社取締役会としての代替案等を取りまとめ、独立委員会に提出するとともに、これらの内容について開示します。

大規模買付者及び当社取締役会より情報提供が十分になされた独立委員会が認めた場合は、独立委員会は、最長60日間の独立委員会評価期間（但し、合計30日を超えない範囲で延長・再延長できるものとします。）を設定し、独立委員会評価期間内に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

独立委員会は、独立委員会評価期間内において、当社取締役会及び大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為及び当社取締役会の意見、代替案等の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客さま、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。その上で、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するという観点から大規模買付行為の内容を検討し、必要に応じて取締役会を通じて大規模買付者と協議を行います。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、対抗措置の発動又は不発動の勧告を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動の決議その他必要な決議を行います。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。本対応方針の有効期限は、第43期定時株主総会終結の時までであり、当該定時総会においてその継続が承認された場合には、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://pdf.irpocket.com/8927/Vx13/wJjg.pdf>）に掲載する平成20年4月1日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、第40期定時株主総会以降においてはその継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策等

「第2.事業の状況 2.事業等のリスク(3)」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当社グループといたしましては以下の対応策の実行により業績の回復に努め、当該状況の解消を目指してまいります。

当社グループといたしましては当該事象を解消すべく、不動産分譲事業において早期の資金回収を可能とする中古マンションリニューアル分譲事業や戸建・タウンハウス開発といった新規事業の推進、不動産賃貸事業における賃料収入、及びプロパティーマネージメント報酬、不動産仲介事業における仲介手数料収入、その他事業におけるエコロジー・コンサルティング報酬やその他不動産に関するコンサルティング報酬にて収益の確保に継続して努めてまいります。

一方、費用面では前々連結会計年度からの経費削減効果が一定以上の効果を表しており、販売費及び一般管理費については、前連結会計年度と比較して20%の削減を計画しています。さらには有利子負債残高が前連結会計年度末と比較して大幅に削減され、収益構造の改善が期待されることから通期におきまして営業利益、経常利益ともに黒字化を実現する見込みであります。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないものと判断しておりますので、連結財務諸表の「継続企業の前提に関する事項」の注記には記載をしておりません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,644,000
計	38,644,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,661,000	9,661,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	9,661,000	9,661,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成17年10月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年4月30日)
新株予約権の数(個)	831(注)2、6、7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,100(注)2、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,395(注)3、4
新株予約権の行使期間	自平成19年10月28日 至平成24年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,395 資本組入額 698
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 平成17年10月27日定時株主総会で決議されました旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権の発行について、平成18年8月21日開催の取締役会において決議いたしました。

2. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)
4. 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
- 上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
5. 新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次の通りであります。
(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
(3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
(4) その他権利行使にあたっての手続き等具体的細目については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めに従うものとする。
6. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
7. 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、「新株予約権割当契約」の権利行使条件及び権利喪失事由により権利を喪失したものの新株予約権の数を減じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年2月1日～ 平成23年4月30日		9,661,000		2,286,636		2,476,626

(6) 【大株主の状況】

本報告書提出までに、タワー投資顧問(株)から平成23年2月9日付、また、ゴールドマン・サックス証券(株)から平成23年5月19日付及び平成23年6月9日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成23年2月7日及び平成23年6月2日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門一丁目2番18号野依ビル2階	1,533	15.87
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	1,106	11.45

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年1月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300		
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式9,660,300	96,603	
単元未満株式(注)2	普通株式 400		
発行済株式総数	9,661,000		
総株主の議決権		96,603	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。
「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。
2. 単元未満株式には、当社所有の自己株式59株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 明豊エンタープライズ	東京都目黒区目黒三丁目 11番3号	300		300	0.00
計		300		300	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月
最高(円)	283	280	173	167	156	140	159	145	110
最低(円)	91	159	116	122	127	122	125	60	92

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年2月1日から平成22年4月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年8月1日から平成22年4月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年2月1日から平成23年4月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年8月1日から平成23年4月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年2月1日から平成22年4月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年8月1日から平成22年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年2月1日から平成23年4月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年8月1日から平成23年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、アーク監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 415,588	2 791,902
売掛金	104,106	21,255
販売用不動産	2 268,541	2 7,895,304
仕掛販売用不動産	2 5,191,495	2 7,403,326
未収還付法人税等	-	200,604
その他	83,526	269,094
貸倒引当金	2,394	3,684
流動資産合計	6,060,865	16,577,802
固定資産		
有形固定資産	1, 2 811,645	1, 2 851,464
無形固定資産	34,008	45,213
投資その他の資産		
その他	2 1,138,986	2 1,132,455
貸倒引当金	141,731	141,510
投資その他の資産合計	997,255	990,945
固定資産合計	1,842,909	1,887,623
資産合計	7,903,774	18,465,426
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,332	131,100
短期借入金	170,500	5,083,758
1年内返済予定の長期借入金	3,978,000	3 10,675,699
1年内償還予定の社債	25,000	25,000
未払法人税等	30,927	27,460
その他	504,584	530,948
流動負債合計	4,758,345	16,473,966
固定負債		
社債	-	25,000
長期借入金	3 1,520,000	-
その他	602,122	638,083
固定負債合計	2,122,122	663,083
負債合計	6,880,467	17,137,050

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,286,636	2,286,636
資本剰余金	2,476,626	2,476,626
利益剰余金	3,801,835	3,459,499
自己株式	485	485
株主資本合計	960,940	1,303,277
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,948	5,912
評価・換算差額等合計	32,948	5,912
新株予約権	29,417	31,010
純資産合計	1,023,306	1,328,375
負債純資産合計	7,903,774	18,465,426

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
売上高	12,897,945	12,451,922
売上原価	11,217,265	12,070,372
売上総利益	1,680,680	381,550
販売費及び一般管理費	1,164,406	535,677
営業利益又は営業損失()	516,273	154,127
営業外収益		
受取利息	38,257	238
違約金収入	-	12,534
その他	34,398	5,139
営業外収益合計	72,656	17,913
営業外費用		
支払利息	389,106	207,920
その他	25,705	12,732
営業外費用合計	414,811	220,652
経常利益又は経常損失()	174,118	356,867
特別利益		
債務消滅益	-	44,000
損害賠償収入	63,176	13,835
貸倒引当金戻入額	96,611	-
関係会社株式売却益	44,393	-
その他	8,747	2,662
特別利益合計	212,929	60,497
特別損失		
固定資産除却損	9,647	-
固定資産売却損	-	3,790
早期退職関連費用	13,265	-
その他	246	-
特別損失合計	23,159	3,790
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	363,888	300,160
法人税、住民税及び事業税	21,413	42,496
法人税等調整額	27,126	320
法人税等合計	5,713	42,176
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	342,336
四半期純利益又は四半期純損失()	369,602	342,336

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
売上高	2,539,532	519,577
売上原価	2,037,713	414,489
売上総利益	501,819	105,087
販売費及び一般管理費	348,643	171,765
営業利益又は営業損失()	153,175	66,677
営業外収益		
受取利息	11,375	91
違約金収入	5,117	3,500
その他	3,961	280
営業外収益合計	20,455	3,872
営業外費用		
支払利息	100,798	42,886
その他	4,775	1,969
営業外費用合計	105,574	44,855
経常利益又は経常損失()	68,056	107,661
特別利益		
損害賠償収入	35,145	-
関係会社株式売却益	44,393	-
貸倒引当金戻入額	-	259
その他	7,665	-
特別利益合計	87,204	259
特別損失		
固定資産除却損	74	-
特別損失合計	74	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	155,186	107,401
法人税、住民税及び事業税	12,130	7,989
法人税等調整額	25,902	761
法人税等合計	13,771	8,750
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	116,152
四半期純利益又は四半期純損失()	168,958	116,152

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	363,888	300,160
減価償却費	29,253	28,517
固定資産売却損益(は益)	393	3,790
債務消滅益	-	44,000
関係会社株式売却損益(は益)	44,393	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	95,920	1,069
受取利息及び受取配当金	38,267	250
支払利息	389,106	207,920
売上債権の増減額(は増加)	1,645	82,851
たな卸資産の増減額(は増加)	8,029,121	9,838,685
仕入債務の増減額(は減少)	2,623,035	81,767
その他	400,331	192,487
小計	5,610,672	9,761,300
利息及び配当金の受取額	4,606	250
利息の支払額	384,115	212,995
法人税等の支払額	8,578	39,249
法人税等の還付額	358,104	200,604
賠償金の受取額	63,176	2,920
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,643,867	9,712,831
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	23,980	3,100
有形及び無形固定資産の売却による収入	-	30,484
固定資産の除却による支出	1,742	-
関係会社株式の売却による収入	1,329	-
貸付金の回収による収入	90,306	309
その他	9,500	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	75,412	27,693
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	700,908	4,913,258
リース債務の返済による支出	-	565
長期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	5,146,400	5,477,699
社債の発行による収入	50,000	-
社債の償還による支出	100,000	25,000
配当金の支払額	521	315
預金の担保による純増減額(は増加)	69,226	693,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,967,057	9,423,181
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	247,777	317,343
現金及び現金同等物の期首残高	439,692	84,245
現金及び現金同等物の四半期末残高	191,915	401,588

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間（自平成23年2月1日至平成23年4月30日）
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日至平成23年4月30日)
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日至平成23年4月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「違約金収入」は、営業外収益合計の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「違約金収入」は11,042千円であります。 前第3四半期連結累計期間において、区分掲記されておりました「貸倒引当金戻入額」（当第3四半期連結累計期間1,069千円）は特別利益合計の100分の20以下であるため当第3四半期連結累計期間においては特別利益の「その他」に含めております。 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日内閣府令第5号）の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失（ ）」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日至平成23年4月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、特別利益合計の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は5,679千円であります。 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日内閣府令第5号）の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失（ ）」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年8月1日至平成23年4月30日)

1. 一般債権の貸倒引当金の算定方法
当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒引当金を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法
定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産および繰延税金負債の算定方法
法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。
繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末 (平成22年7月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 136,428千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 121,174千円
2 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 14,000千円 販売用不動産 81,844千円 仕掛販売用不動産 5,016,792千円 有形固定資産 766,496千円 投資その他の資産 120,000千円 計 5,999,133千円	2 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 707,656千円 販売用不動産 7,858,413千円 仕掛販売用不動産 7,401,878千円 有形固定資産 838,921千円 投資その他の資産 81,000千円 計 16,887,871千円
3 一部の金融機関との物件開発に係る借入契約（当第3四半期連結会計期間末残高は1,520,000千円）について、下記の財務制限条項が付されております。 連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、マイナスにしないこと。	3 一部の金融機関との物件開発に係る借入契約（当連結会計年度末残高は4,127,159千円）について、下記の財務制限条項が付されております。 連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、マイナスにしないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)						
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。						
<table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>420,367千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>263,616千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	420,367千円	給与手当	263,616千円	<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>213,283千円</td> </tr> </table>	給与手当	213,283千円
広告宣伝費	420,367千円						
給与手当	263,616千円						
給与手当	213,283千円						
	2 債務消滅益 過年度に計上した未払債務の履行義務が消滅したことに伴い計上したものです。						

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)						
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。						
<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>78,543千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>124,716千円</td> </tr> </table>	給与手当	78,543千円	広告宣伝費	124,716千円	<table> <tr> <td>給与手当</td> <td>68,171千円</td> </tr> </table>	給与手当	68,171千円
給与手当	78,543千円						
広告宣伝費	124,716千円						
給与手当	68,171千円						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 767,141千円	現金及び預金 415,588千円
担保預金 575,226千円	担保預金 14,000千円
現金及び現金同等物 191,915千円	現金及び現金同等物 401,588千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年8月1日 至 平成23年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 9,661,000株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 359株
3. 新株予約権等に関する事項
ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 29,417千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本の著しい変動に関する事項
株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して、著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)

	不動産分譲 事業(千円)	不動産賃貸 事業(千円)	不動産仲介 事業(千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,951,451	564,761	21,340	1,979	2,539,532		2,539,532
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高		2,400			2,400	(2,400)	
計	1,951,451	567,161	21,340	1,979	2,541,932	(2,400)	2,539,532
営業利益	76,529	156,617	20,429	270	253,847	(100,672)	153,175

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要な内容

不動産分譲事業：共同事業及び自社単独によるマンション分譲等。

不動産賃貸事業：住宅、事務所及び店舗等の賃貸。

不動産仲介事業：不動産分譲事業に付随して発生するマンション用地等の仲介事業。

その他事業：上記事業に付随して発生する業務。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)

	不動産分譲 事業(千円)	不動産賃貸 事業(千円)	不動産仲介 事業(千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,899,171	1,679,295	63,693	255,785	12,897,945		12,897,945
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高		4,800		274	5,074	(5,074)	
計	10,899,171	1,684,095	63,693	256,059	12,903,019	(5,074)	12,897,945
営業利益	195,872	431,195	45,419	244,316	916,804	(400,531)	516,273

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要な内容

不動産分譲事業：共同事業及び自社単独によるマンション分譲等。

不動産賃貸事業：住宅、事務所及び店舗等の賃貸。

不動産仲介事業：不動産分譲事業に付随して発生するマンション用地等の仲介事業。

その他事業：上記事業に付随して発生する業務。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年8月1日至平成22年4月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年8月1日至平成22年4月30日)

当社及び連結子会社において海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービスの内容等が概ね類似している各個別事業を集約し、「不動産分譲事業」「不動産賃貸事業」「不動産仲介事業」「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な内容は、次のとおりであります。

不動産分譲事業・・・共同事業及び自社単独によるマンション分譲等

不動産賃貸事業・・・住宅、事務所及び店舗等の賃貸

不動産仲介事業・・・不動産分譲事業に付随して発生するマンション用地等の仲介事業

その他事業・・・上記事業に付随して発生する業務

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年8月1日至平成23年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産 分譲事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他事業	計		
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,962,671	1,306,035	89,138	94,077	12,451,922		12,451,922
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高		8,600		1,513	10,113	10,113	
計	10,962,671	1,314,635	89,138	95,590	12,462,035	10,113	12,451,922
セグメント利益又はセ グメント損失()	194,462	169,005	77,240	53,084	104,868	258,996	154,127

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 258,996千円は、セグメント間取引消去 9,239千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 249,756千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産 分譲事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他事業	計		
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	69,256	412,237	2,424	35,659	519,577		519,577
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高		3,000		380	2,620	2,620	
計	69,256	415,237	2,424	35,279	522,197	2,620	519,577
セグメント利益又はセ グメント損失()	55,913	41,576	1,569	20,572	7,805	74,483	66,677

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 74,483千円は、セグメント間取引消去 2,814千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 71,668千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)

短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の四半期連結貸借対照表計上額が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められません。

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
短期借入金	170,500千円	170,500千円		(注)
1年内返済予定の 長期借入金	3,978,000千円	3,978,000千円		(注)

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末 (平成22年7月31日)
1株当たり純資産額 102.88円	1株当たり純資産額 134.29円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額 38.26円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額 35.44円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失のため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	369,602	342,336
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	369,602	342,336
期中平均株式数(千株)	9,660	9,660
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 2月 1日 至 平成22年 4月30日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 4月30日)
1株当たり四半期純利益金額 17.49円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額 12.02円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純損失のため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 2月 1日 至 平成22年 4月30日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	168,958	116,152
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	168,958	116,152
期中平均株式数(千株)	9,660	9,660
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

株式会社みずほ銀行(以下「原告」という)は、当社及び株式会社シティクルーズが共同して実施した「天満1丁目マンション共同事業」において株式会社シティクルーズが原告に対して負担する貸金債務について、原告の請求により当社が第三者弁済することを約したと主張した上で株式会社シティクルーズの返済が見込めないと判断し、平成20年12月3日付にて、当社に対し弁済を請求しました。

しかしながら、当社は、原告の抵当権実行の前に第三者弁済の機会を与えられたものであり、債務保証をした事実はないため、原告に対し弁済しない旨回答しておりましたが、原告がそれを不服として、当社を相手方として、平成22年6月21日付(平成22年7月14日付一部取下げ)で当該貸金元本残高の支払を求める旨の訴訟提起がなされております。現在、東京地方裁判所において、弁論が行われており上記記載内容から状況の変動はございません。

当社といたしましては、本訴訟の中で当社の正当性を主張して適切に対応してまいる所存です。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 6月11日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昭彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富岡 慶一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は一部の金融機関との物件開発に係る借入契約について財務制限条項に抵触していた状況を解消しているが、依然として資金調達は厳しい状況にあり、会社の事業資金に影響を及ぼしていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。また、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 6月10日

株式会社明豊エンタープライズ
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 岡 慶 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明豊エンタープライズの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年2月1日から平成23年4月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年8月1日から平成23年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社の平成23年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。